

ふたば便り

2012年3月号 (Vol. 115)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リージェントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

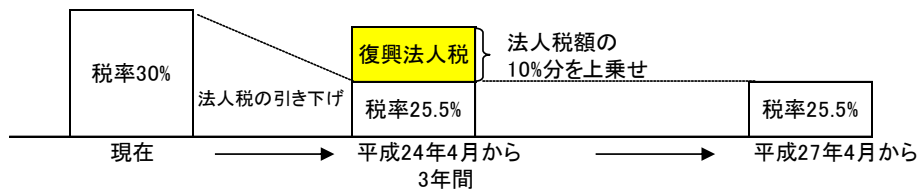
<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

<復興増税～法人税・所得税・住民税>

東日本大震災の復興財源を確保するために、臨時増税を盛り込んだ税制改正が実施されます。会社に対しては法人税、個人に対しては所得税・住民税が改正となります。法人税につきましては、復興増税と恒久減税との組み合わせとなるので、注意が必要です。

■法人税

法人税は、実行税率の引き下げ（恒久的な減税）と、3年間の臨時増税とが同時に行われます。平成24年4月から、現行の税率30%が25.5%に引き下げられます。また、中小法人（資本金1億円以下の会社）の所得金額のうち800万円以下の部分に適用される軽減税率18%が15%に引き下げられます。そして、法人税の税率を引き下げた上で、「復興特別法人税」として、**法人税額の10%が平成24年4月1日以降開始する事業年度から3年間上乗せ**されます（下図）。



要するに、平成24年4月から3年間、法人税率は現在の税率より**1.95%（中小法人は1.5%）下がり**、平成27年4月からは、現在の税率より**4.5%（中小法人は3%）下がること**となります。

■所得税

所得税は、平成25年分の所得税から、「復興特別所得税」として、**所得税額の2.1%が上乗せ**されます。増税の期間は、**25年間**（平成49年分の所得税まで）となります。サラリーマンで、専業主婦と子供が二人いる世帯または単身世帯の年間増税の試算は、右図のようになります。

給与収入	夫婦・子供二人	単身者
300万円	200円	1,300円
400万円	900円	2,000円
500万円	1,600円	3,400円
600万円	2,700円	4,800円
800万円	7,000円	11,300円
1,000万円	14,000円	18,200円
1,500万円	37,200円	44,200円
2,000万円	70,100円	77,100円

■個人住民税

個人住民税（地方税）は、一律課税される均等割部分について、**現在の4,000円に1,000円が上乗せされ、5,000円に引き上げ**られます（右図）。期間は平成26年6月からの**10年間**です。

